

ごみの出し方について

指定日に出されたごみは市(委託業者を含む)が収集していますが、指定袋以外の袋で出されたごみや、分別のされていないごみなどについては、正しい出し方にあらためていただくため、袋にイエローステッカーを貼って収集しないことにしています。

ごみを出す際には、ごみ分別収集カレンダーで確認し、きちんと分別したうえで指定のごみステーションに出してください。

指定外のごみステーションにごみを出すことは、不法投棄と同じ行為です。

なお、皆さんが利用しているごみステーションは、皆さんが責任を持って管理・清掃を行うことになっていますので、ごみステーションに出すごみについてはそれぞれの指定袋に入れ、出したごみに責任を持つために必ず氏名(または、屋号やアパートの部屋番号など、ごみステーション利用者同士が出した人を特定できるもの)を記入して、指定日の朝(8時30分まで)に出してください。

**問い合わせ** **A** 1階  
生活環境課環境対策係  
TEL (23) 8706



急増している架空請求にご注意ください!

●携帯電話(スマートフォン)、パソコンなどを使ってインターネットで閲覧を楽しんでいるあなた。大変おいしい『カモ』さんになっていませんか?

- ・間違えて会員登録をしてしまったカモしれない!
- ・無意識に有料サイトを利用してしまったカモしれない!
- ・気付かずに禁止されている音楽データなどをダウンロードしてしまったカモしれない!(法改正により2年以下の懲役、または200万円以下の罰金になります。)

●架空請求は忘れたころにやってくる!

**心配なのでお金を支払う!** お金を払うと、その請求を正当なものと思えた事になります。取り返すことはできないばかりではなく、同じような被害が増えてしまいます。

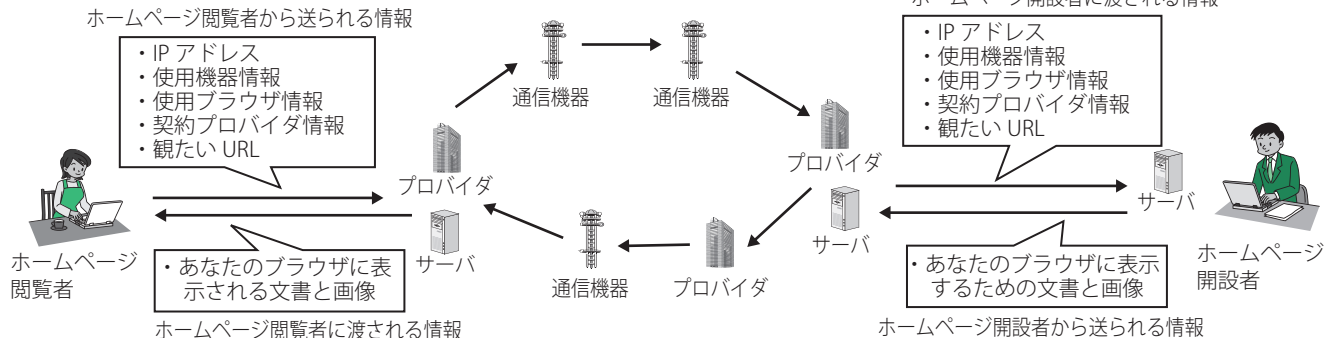
**すぐに相手に連絡する!** 言葉巧みにあなたの個人情報が聞き取られ、新たな請求につながります。悪の業者は繋がっています。別の業者からも請求されてしまいます。

**消費生活センターに相談!** 恥でも何でもありません。同じような被害を未然に防ぐためにも最寄りの消費生活センターに、是非ご相談ください。

- ・会員登録されましたよね!
- ・違法のダウンロードをしましたよね! 懲役2年ですよ
- ・有料サイトに入りましたよね!
- ・未納金がありますよね!
- ・未納金を支払えば脱会に応じますよ!
- ・貴方のIPアドレスもプロバイダも知ってますよ直ぐに連絡くださいね!
- ・貴方を訴えますよ!



●カモさんにならないために仕組みを理解し備えましょう!



- IPアドレスとは、インターネットに接続するためにパソコンなどに付けられたインターネット上の住所です。
  - ・IPアドレスやメールアドレスであなたの名前や住所が分かるわけではありません! ⇒自分から個人情報を教えない。
  - ・プロバイダが、あなたの名前や住所を外部に教えることは法律で禁止されています! ⇒個人情報保護法で保護されています。
- あなたがインターネットを見ている時に、誰かがあなたを見ているかも知れません。
  - ・インターネットに接続していると、あなたのパソコンや携帯の情報も見られる可能性があります。⇒フィルタ処理でブロック。
  - ・アプリは危険なもの! アプリはウイルスのようにあなたのパソコンや携帯の中を物色できます。⇒怪しいアプリは登録しない。
  - ・あなたの発信する情報は、沢山の通信機器を経由して相手に届けられます。⇒セキュリティーを過信しない。

**問い合わせ** 大田原市消費生活センター TEL (23) 6236 ※臨時休館 8月13日(月)~15日(水)